

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

○歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

○医療情報・システム基盤整備体制の充実1・2

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報などの診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。

○歯科外来診療医療安全対策加算

安心で安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素位飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・救急蘇生セット
- ・血圧計

緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の医科保険医療機関及び歯科診療を担当する保険医療機関と連携しています。

連携先保険医療機関名 昭和大学病院

電話番号 03-3784-8000

○歯科外来診療感染対策加算

当院では診療における感染対策に十分な体制の準備、十分な機器を有し、院内感染防止に努めています。

- ・当院は歯科診療を担当する保険医療機関（地域歯科診療支援病院の届出をした保険医療機関を除く）になります。
- ・歯科医師が複数名又は歯科医師が1名以上かつ歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けたものが1名以上配置されています。
- ・院内感染管理者が配置されています。
- ・口腔内で使用する歯科医療機器等について患者さまごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策をしております
- ・歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保しております

○明細書発行体制

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。

○口腔管理体制強化加算

「口腔管理体制強化加算（口管強）とは、乳幼児期から高齢期までのライフコースを通じた継続的・定期的な口腔管理によって、歯科疾患の重症化予防に取り組んでいる歯科医院を評価する加算制度です。2024年度（令和6年度）の歯科診療報酬改定において、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）から名称変更され、施設基準等も見直されました。

○在宅歯科医療推進

居宅等への訪問診療を推進しています。

○手術用顕微鏡

複雑な根管治療及び根管内の異物除去を行う際には、手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

○歯根端切除手術

手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

○歯周組織再生誘導手術

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜・薬品を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。

○手術時歯根面レーザー応用

歯の歯根面の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を用いて治療を行っています。

○う蝕歯無痛的高洞形成

無痛のレーザー機器を用いて、充填のためのう蝕の除去及び高洞形成を行っています。

○口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対して、レーザー照射による治療を行っています。

○レーザー機器

口腔内の軟組織の切開・止血・凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

○ブリッジの維持管理

装着したブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

○CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。